

省エネルギー対策への市会の対応

平成21年5月15日運営委員会決定

項目	内容	
1 対象	本会議場・委員会室	市内視察
2 室温	基準を28℃とする	
3 期間	6月1日から9月30日まで※	
4 服装	横浜市会会議規則第103条の「見苦しくない服装」の範囲内において、上着・ネクタイの着用は自由とする。職員については、執行機関の取扱いと同様。	
5 き章	はい用できない場合は、議員証の携帯でこれにかえる。	

平成24年度の対応

平成24年度の市会の対応としては、上記平成21年5月15日運営委員会決定に加え、実施期間については、本市の取り組みにあわせ、5月8日運営委員会決定後から10月31日までとする。